

答 申 書 (案)

水道料金の改定について

令和 年 月 日

松戸市水道事業運営審議会

はじめに

公営企業会計である水道事業は独立採算が原則であり、事業運営の根幹である水道料金で運営していかなければならない。

しかしながら、松戸市水道事業を取巻く環境は、大変きびしい状況である。

平成8年度の料金改定以降、給水収益は年々減少傾向にあり、平成8年度から令和6年度末までに約3億5千万円減少している。これは、少子高齢化の進展、一般家庭における節水型製品の普及などにより、水需要が年々減少傾向にあるものと考えられる。松戸市営水道区域の普及率は99.9%を超えており、普及率の伸びによる水需要の増大は見込めない。一方、労務単価の上昇によって委託料が増加してきていることやエネルギー価格の高騰に伴い動力費も増加するなど、費用が増加傾向にある。これまで、市営水道では30年間にわたり現行料金を維持してきたが、経費削減にも限界があり、令和8年度以降は赤字に転じる見込みである。

このような状況を踏まえ、令和7年7月28日に松戸市長から本審議会に対して、「将来にわたり、安定して水道水を提供できるよう、適正な料金水準、あるべき料金体系等について」の諮問を受けたところである。

本審議会において、慎重に検討を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

1 料金算定期間（令和8年度～令和12年度の5年間）

水道料金算定要領において、料金算定期間については「おおむね3年から5年を基準とする」とされている。今後、優先的に行う事業を確実に進めるよう安定した収支を確保すべきである。よって料金算定期間は5年間とすることが妥当である。

2 料金改定時期

令和8年度から赤字に転じることを考慮すれば、料金改定時期については令和8年4月1日とすることが妥当である。

3 料金改定率（平均17.7%）

現在策定中である「水道事業新基本計画」の計画期間を含んだ令和18年度まで黒字とするためには、平均26.6%の料金改定率が必要であるとの試算が示された。

同計画は安定給水のための設備の設置や施設の更新を含む重要な計画ではあるが、平成8年度以降、30年間料金改定を行っていないため、利用者の負担感を少しでも抑えるべきであることから5年間を平均改定率17.7%とし、その後もう一段階引き上げる2段階での料金改定とすることが妥当である。

4 用途別料金体系の維持

市営水道では創設当初より、用途別料金体系を採用している。

本来であれば、使用者の水道メーターの口径の大きさに応じて料金を設定する口径別料金体系を採用し、平均的な使われる水の量ではなく、最も多く使われるときの水の量に応じて水道施設の費用を負担すべきである。

しかし、昭和30年代に建設された常盤平団地の大部分には口径25mmのメーターが採用されている特殊事情を考慮し、今回の改定では用途別料金体系を維持するものとする。

5 基本水量制（1か月10m³）の維持

基本水量制の目的のひとつである公衆衛生の向上については、概ね達成されているが、もう一つの目的である生活用水の低廉化という側面は残っている。基本水量内使用者が46.3%と増加傾向にあり、大口需要者が減少傾向にあることを考えれば、県水と同様に基本水量制を廃止することにより、経営の安定化を図ることも重要である。しかし、いきなり基本水量制を廃止すれば、基本水量内使用者の負担が大きくなるという意見もあり、現行の1か月10m³から1か月5m³に見直す案も検討したが、物価の高騰などにより、市民生活が厳しい状況にあることを重視し、引き続き、1か月10m³の基本水量制を維持するものとする。

6 逦増性従量料金の維持

「水の使用実態の変化」として基本水量内使用者が増え、大口使用者の使用水量が減少傾向にあり、生活用水部分の単価を低く抑えた分を大口使用者から回収しきれなくなっている。そこで、従量料金の設定には、原価主義に基づく受益者負担の原則を徹底し、少量使用者にもコストに見合った負担を求めたいところであるが、急激な負担増とならないよう配慮する必要があることから、引き続き、逦増制従量料金を維持するものとする。

7 公衆浴場用料金の維持

現在、松戸市営水道の給水区域内に公衆浴場は1軒あるのみである。

公衆浴場用料金は、一般用の料金よりも安い単価を採用し、昭和55年に見直された後、これまで据え置かれてきた。公衆浴場の入浴料金は、物価統制令によって都道府県により上限額が設定されており、燃料費等の高騰により悪化した経営状況の改善を図るため、令和5年12月1日に入浴料金が改定されたが、大人料金を20円引き上げただけにとどまった。

県により入浴料金が決められていることから、当該制度を維持することとし、引き続き、現行料金を維持するものとする。

8 特別給水用料金の維持

特別給水用料金とは、主に道路清掃などで一時的に水道を使用する場合の料金のことで、基本料金がかからない代わりに、使用水量1m³あたりの単価を、従量料金の最高単価と同額に設定している。

今後も、引き続き当該制度を維持することとし、今回の改定後の単価は、従量料金の最高単価と同額とする。

9 付帯意見

用途別料金体系の維持と基本水量制の維持については、一般家庭の生活に急激な負担感が生じることに対する配慮的措置であることから、次期料金改定時においては、口径別料金体系の採用と基本水量制の廃止に向けて検討することを求める。

松戸市水道事業運営審議会委員名簿

役 職	氏 名	職 名
会 長	大 塚 哲 也	学識経験者／流通経済大学法学部准教授
副会長	後 藤 淳 子	学識経験者／元松戸市消費者の会会長・千葉県水道事業運営審議会委員
委 員	川 村 絹 慧	学識経験者／元松戸市教育委員会委員
委 員	土 屋 晴 行	学識経験者／公認会計士・中小企業診断士
委 員	麻 木 逸 夫	小金地区受益者代表／大金平二丁目町会長
委 員	大 木 賢	常盤平団地地区受益者代表／常盤平団地自治会長
委 員	元 村 孝 臣	新松戸・横須賀地区受益者代表
委 員	舟 山 雅 康	常盤平地区受益者代表／常盤平四丁目町会長

松戸市水道事業運営審議会審議経過

審議会	開 催 日	審 議 内 容
諮 問	令和7年7月28日	市長による諮問書手交式
第1回	令和7年8月6日	水の使用実態の変化について 料金体系について 水道料金の比較について 水道料金改定のポイント
第2回	令和7年8月13日	水道料金の試算結果について
第3回	令和7年8月27日	水道料金の試算結果について
第4回	令和7年9月17日	基本水量制について 公衆浴場用料金について 特別給水用料金について
第5回	令和7年10月6日	答申書（案）について
答 申	令和 年 月 日	市長への答申書手交式